



平成29年5月29日

平成28年度「建設業法令遵守推進本部」の 取組結果及び平成29年度の取組方針

～建設業における法令遵守を推進します～

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、平成28年度における推進本部の取組結果及び平成29年度における取組方針がまとまりました。

平成28年度の推進本部の取組結果及び平成29年度の取組方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 平成28年度の取組結果

- ① 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報
 - ・駆け込みホットライン等への通報…延べ31件
 - ※「駆け込みホットライン」とは、推進本部に設けられた建設業違反通報窓口です。
- ② 建設業者に対する立入検査の実施
 - ・立入検査実施件数…37件
- ③ 監督処分・勧告の実施
 - ・監督処分件数…0件、文書勧告件数…17件

2. 平成29年度の取組方針

- ① 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施
- ② 「標準見積書」等の活用状況の確認
- ③ 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実

※詳細については、添付の資料をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 宮本 仁（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 五十嵐 輝（内線5895）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



平成29年5月29日
北海道開発局

建設業法令遵守推進本部の取組について

北海道開発局は、平成19年度に北海道開発局長を本部長とする「建設業法令遵守推進本部」を設置し、年度ごとに策定する「取組方針」に基づき、元請下請間の契約手続の適正化など、建設業における法令遵守の推進に取り組んできたところであり、平成28年度の取組結果を以下に取りまとめる。

また、国土交通省が5月12日に示した「建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえて、平成29年度の北海道開発局「建設業法令遵守推進本部」の「取組方針」を定め、法令遵守のさらなる推進に取り組むこととする。

1. 平成28年度の取組結果

(1) 建設業法違反に係る調査・指導等の実施

i 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

「駆け込みホットライン」（建設業法違反通報窓口）等へ寄せられた法令違反疑義情報等は、建設業法に関する質問、相談等も含めて延べ27件であり、契約書・見積書の不備など建設業法違反に関する通報や代金の支払いに関する相談などが主な内容であった。

また、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」による相談件数は延べ4件であり、適切な請負代金に関する相談があった。

ii 建設業者に対する立入検査の実施

実施件数は37件（大臣許可業者が30件、北海道知事許可業者が7件）。

〔内訳〕

- ・法令違反疑義情報や下請取引等実態調査結果等に基づく検査：22件
うち2件は下請取引適正化の観点から北海道経済産業局と合同で実施。
- ・法定福利費の適正な確保に関する検査：8件
- ・北海道知事許可業者に対して北海道と合同で実施した検査：7件

また、立入検査時に調査票を使用した労働災害防止に関する調査を実施しており、この中で「安全衛生経費の確保に関する調査」を行った。

iii 監督処分・勧告の実施

監督処分件数： 0件

文書勧告件数： 17件

〔 見積期間 1 件、当初契約書未作成等 11 件、変更契約書未作成等 9 件、
代金支払期間等 3 件、無許可業者との契約 2 件 〕

* 1 件の勧告に複数の項目が含まれるため、内訳と一致しない。

iv 法令遵守を推進するための周知啓発活動

法令遵守を推進するための周知啓発に関する取組については、「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨を踏まえ、ホームページ等による情報提供、11 月に開催した「建設業法令遵守講習」及び立入検査時における指導等を通じて周知啓発を行った。

また、「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」についても、様々な機会を捉えて周知を図った。

(2) 更なる社会保険未加入対策の推進

社会保険未加入対策に関する取組について、建設業許可、経営事項審査において未加入企業の確認・指導を実施。また、立入検査時には加入状況の確認とともに、下請企業への指導や標準見積書等の活用状況についても確認を行った。

また、「標準見積書」等の活用状況について、元請企業 15 社に対し事前に書面調査を行った上で、その内 8 社に対し立入検査を実施するとともに、平成 28 年 7 月 28 日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の趣旨を周知した。

建設業許可部局（北海道開発局、北海道）、北海道厚生局、北海道労働局、日本年金機構北海道地域部、建設業関係団体等により構成される「社会保険未加入対策推進北海道地方協議会」を平成 28 年 6 月 20 日及び平成 29 年 2 月 27 日に開催し、国土交通省における今後の社会保険未加入対策や、各団体における加入促進の取組状況について情報を共有するとともに、2 月 27 日に開催した地方協議会では社会保険等未加入対策の推進に関して申し合わせた。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」については、上記地方協議会及び平成 28 年 7 月 4 日に開催した本省による説明会において、関係団体等に周知を図った。

平成 27 年 4 月 1 日以降、発注部局と連携して取り組んでいる直轄工事における社会保険未加入下請企業に対する通報・加入指導については、北海道ブロック発注者協議会幹事会等において周知を図った。

(3) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置の遵守状況

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成 28 年 3 月に告示された「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」について、様々な機会を捉えて関係団体に周知を図った。

(4) 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実

北海道知事許可業者に対し、北海道と合同で立入検査を実施(再掲)。

日本年金機構、公正取引委員会、北海道経済産業局、公益財団法人建設業適正取引推進機構と連携し、建設業者を対象に建設業法令遵守講習を以下の内容で実施した。(平成28年11月22日)

- ・「建設業における課題と適正な取引について」
- ・「厚生年金保険への加入について」
- ・「建設業に関する不当な取引制限及び不公正取引について」
- ・「下請代金支払遅延等防止法について」
- ・「建設業法の遵守について」

(5) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成28年度については、立入検査の対象となるものはなかった。

(6) 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化

消費税の円滑かつ適正な転嫁について、立入検査時に違反がないか調査するなど強化を図った。

消費税転嫁拒否等の違反疑義情報：0件

2. 平成29年度の取組方針

(1) 建設業法違反にかかる調査・指導等の実施

「駆け込みホットライン」・「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる法令違反疑義情報、下請取引等実態調査の結果(特に不当なしわ寄せに関する申告)及び北海道開発局において問題と認識する事案等に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていると思われる建設業者を選定し、立入検査を実施する。違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めるとともに、「駆け込みホットライン」・「建設業フォローアップ相談ダイヤル」のより一層の周知徹底にも努める。

また、下請代金の支払いに関して、平成28年12月に「下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正」等が行われたことを受け、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加し、平成29年3月に改訂された「建設業法令遵

守ガイドライン」をはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、様々な機会を通じて、その周知徹底に努める。

東日本大震災の復旧・復興工事に関連する建設業者の法令遵守を徹底するため、必要に応じて被災3県における立入検査を実施する。

平成26年11月から実施している「安全衛生経費の確保に関する調査」について、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が平成29年3月に施行されており、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、引き続き実施する。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について、確認するとともに、下請企業への指導も含め、社会保険加入を積極的に推進するため周知徹底に努める。

また、平成27年4月1日から、直轄工事における未加入業者の加入指導等の対象が全ての工事に拡大されたのを受け、発注部局や関係機関と連携して適切に対応する。

(3) 「建設業取引適正化推進月間」(11月)の取組の充実

北海道や北海道経済産業局と連携し、合同立入検査を実施する。

法令遵守講習については、公正取引委員会、北海道警察(暴力団対策)、厚生労働省(社会保険担当部局)等の関係機関と連携を強化し、内容の充実を図る。

(4) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

北海道において、当該事業による外国人建設就労者の受入があった場合は、本省建設市場整備課労働資材対策室と連携し、円滑かつ適切に立入検査を実施する。

(5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

建設業については、消費税の転嫁はおおむね適切に図られているところであるが、引き続き、消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導等に努める。

(参考)

平成29年度に変更した主な点

- ① 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
において、「社会保険未加入対策」に関する相談の受付

- ② 平成29年3月に改訂された「建設業法令遵守ガイドライン」の周知

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところでした。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険未加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

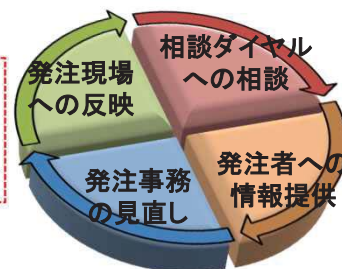
従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など



いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

事業者の皆様の生の声をお聞かせ下さい



社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただきますことでもありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険未加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○関係法令の改正

建設業法施行令が改正され、物価上昇及び消費税増税等を踏まえ、施工体制台帳の作成等を要する金額要件を引き上げ。

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

○関係法令の改正への対応

平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正内容を反映させるため、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。